

誰も知らないうちに、信号機故障時の取り扱いが変えていた！

この4月23日、363M列車担当の運転士が松尾駅に到着した際、出発信号機(停止現示)が滅灯していることを発見した。言うまでもなく、単線自動閉そく区間で出発信号機が故障した場合は、閉そく方式を変更するか、復旧を待つまでは列車を動かすことはできない。

ところがその際指令は、進行を指示する信号が現示されれば出発できるとして進行を指示した。また指令室ではそのような取り扱いのマニュアルが作成されていることも明らかになった。信号機の断芯時は、進行、減速、注意、警戒いずれかが現示されば、他の現示が滅灯でもその現示に従つて進行させるというのである。

誰も知らない！

しかしこのようなことは、これまで運転士には一度たりと指導されたことはなかつた。運転士ばかりではない。各区の管理者ですら誰も知らないことであつた。当然のことながら、運心99条に定められた「単線自動閉そく区間で出発信号機故障が故障した場合は、閉そく方式を変更するまで列車を動かすことができない」というのが一致した考え方だつたのである。

例えば、安房鴨川駅で一九九一年に、玉切れによつて出発信号機の進行信号が現示されないといふ故障が発生したときも、指令が閉そく区内間に列車がないことを確認して出発を指示するという重大な取り扱い違反が発生したが、その際も直後の定例訓練で、全運転士に対して、「断芯・玉切れも信号機故障として取り扱う」とい

う指導が再度徹底されている。信

号機故障時の取り扱いは、これまで規程上もそれ以外の解釈の余地は全くないものとして見解は一致していたのだ。

規程の拡大解釈

動労千葉は、松尾の信号機故障問題について、この間二回にわかつて団交を行い、当局の対応を追及してきた。

一回目の交渉で示された会社の見解は、「信号が現示されていないときやその現示が正確でないときは最大の制限を与える現示として取り扱う」という運心総則の176条と、「停止信号によつて停止した列車は進行を指示する信号の現示があつたときは進行を開始しなければならない」という運心通則の177条をつなげ、「滅灯の場合は最大の制限」停止信号として取り扱う→停止信号が進行信号に変わつたときは進行しなければならない→だから停止信号滅灯・進行信号現示の場合は進行しなければならないと解釈する」というものであつた。これは、運転保安を無視した、全くデータメタ的な規程の拡大解釈と言わざるを得ない。

組合は、「それならば会社は何をもつて信号機故障と判断するのか」「国鉄時代も含めた、信号機故障時の取り扱いに関する永年の指導は何だったのか」「指令のマニュアルなるものはどのような経緯で作成され、いつから使用されているのか」等について追及したが、会社側は全く回答することができなかつた。(次号につづく)



七月四日、梅雨晴れの猛暑のかか、三里塚現地において「暫定滑走路」着工実力阻止現地総決起集会が開催され、全国から一四〇〇人がかけつけた。

この日は関西新空港反対闘争も反対闘争の同時開催となつた。基調報告で北原鉱治事務局長は、三四年間の闘いを振り返つて「國家暴力による農民殺し」というやり方をみて、反対同盟は世の中を変えようという立場にたつた。いま成田空港は新ガイドラインのもとで有事に関係が深い。ここに五〇万人の米兵が降り立つといわれている。不況になればなるほど戦争にのめりこんでいったかつての時代を繰り返してはならない。新たな闘いのスタートだ。人生をかけて空港粉碎にたちあがろう」と檄をとばした。

また決意表明にたつた鈴木幸さんは、「三里塚闘争は日本全体の未来がかかつた闘い。兵たん基地は軍事基地だ。侵略戦争をとめるため政府打倒めざし心を一つにして闘おう」と訴え、郡司とめさんは「市東さんの『闘魂老いてますます盛んなり』の精神を引き継いで闘う」と訴えた。続いて顧問弁護団の葉山岳夫弁護士と動労千葉の決意表明のあと、北富士忍草母の会、関西淡路町空港反対同盟、ヒロシマ反核被爆者の会など諸団体から決意表明を受けた。

動労千葉からは田中書記長が、「反対同盟が原則を貫いて闘えば勝てるということを示した。あらゆる反動法案が強行されている今は国家権力がむきだしになり、こんな権力は倒すことができるといふことが広範に広がつていく時代。二〇周年を迎えた動労千葉は飛躍をかけてたたかう」と訴えた。

「暫定滑走路」案は、滑走路を切り縮め北側にずらして年内着工を狙つている。農家の真上四〇㍍を飛行機が飛ぶという反対同盟に対する脅迫そのものだ。平行滑走路粉碎の勝利に続き、工事着工を阻止しよう。戦争動員を阻む一〇・一〇三里塚集会に結集しよう！

一七・四三里塚現地総決起集会に一四〇〇人ー